## 節回を引き継ぐ手続きにつりて

現在の営業者

新しい営業者

個人

営業者が亡くなり 相続権がある個人

①承継届(相続)

事業譲渡された個人・法人 (法人成りを含む)

②承継届(事業譲渡)

法人

登記簿に分割・合併の記載 がある法人

③承継届(分割・合併)

事業譲渡された個人・法人

②承継届(事業譲渡)

- ※いずれの手続きも手数料はかかりません。
- ※主たる営業が変更になる場合(飲食店→菓子製造など)や施設設備に大きく変 更がある場合は新規で許可の取得が必要です。
- ※施設設備の変更をお考えの場合は事前に保健所にご相談ください。

## ①承継届(相続)

☆申請に必要な書類など☆		備考
	地位承継届	表面および裏面を記入
	同意書	相続人が1人の場合不要 法定相続人すべての押印(認印可)
	現営業者が亡くなったことがわかる戸籍謄本	コピー可
	・相続人全員が記載されている原戸籍謄本 ・法定相続人一覧図 どちらか片方	現営業者戸籍謄本に相続人全員の記載があ る場合は不要 コピー可
	現営業者の許可証	新しい許可証を受領する際に保健所に提出
	〇施設設備、食品衛生責任者に変更がある場合 ・営業許可申請書・営業届(変更) ・設備・器具の配置がわかる図面 ・食品衛生責任者資格者証	食品衛生責任者資格者証とは ・調理師・栄養士・製菓衛生師免許証 ・食品衛生責任者養成講習会の修了証 等

☆手続きの流れ☆

平日で4日程度(保健所から電話連絡)



申請

許可証受領

事前相談

## ②承継届(事業譲渡)

☆申請に必要な書類など☆		備考
	地位承継届	表面および裏面を記入
	譲渡が行われたことを証する書類	譲渡契約書や証明書など コピー可
	現営業者の許可証	新しい許可証を受領する際に保健所に提出
	〇譲渡される側が法人の場合 法人登記簿謄本	現在事項全部証明書,履歴事項全部証明書 おおむね3ヶ月以内のもの コピー可
	<ul><li>○施設設備,食品衛生責任者に変更がある場合</li><li>・営業許可申請書・営業届(変更)</li><li>・設備・器具の配置がわかる図面</li><li>・食品衛生責任者資格者証</li></ul>	食品衛生責任者資格者証とは ・調理師・栄養士・製菓衛生師免許証 ・食品衛生責任者養成講習会の修了証 等

☆手続きの流れ☆

翌日以降平日で2,3日 (保健所から電話連絡)

2013/41日(2)。 (保健所から電話連絡

事前相談

申請

現地調査

許可証受領

混雑の状況により多少前後することがあります。

## ③承継届(合併・分割)

☆申請に必要な書類など☆		備考
	地位承継届	表面および裏面を記入
	新法人の登記簿	合併・分割により営業を承継したことがわ かるもの コピー可
	現営業者の許可証	新しい許可証を受領する際に保健所に提出
	〇施設設備,食品衛生責任者に変更がある場合 ・営業許可申請書・営業届(変更) ・設備・器具の配置がわかる図面 ・食品衛生責任者資格者証	食品衛生責任者資格者証とは ・調理師・栄養士・製菓衛生師免許証 ・食品衛生責任者養成講習会の修了証 等

☆手続きの流れ☆

平日で4日程度(保健所から電話連絡)



事前相談

申請

許可証受領

